参考例1７（要領第７の５（5））

令和６年９月１５日

（派遣元）

愛知労働局株式会社　御中

（派遣先）

株式会社ハローワーク　名古屋支社

役職 ○ ○ ○ 氏名◇ ◇ ◇ ◇

**延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第４０条の２第７項に基づき、延長後の派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を通知します。

記

１労働者派遣の役務の提供を受ける事業所

株式会社ハローワーク名古屋支社　名古屋市中村区○－○－○番地

２上記事業所の延長後の抵触日

令和９年１０月１日

R0506